

告

示

塩尻市告示第60号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月13日

塩尻市長 百瀬 敬

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

令和5年7月1日